

現在の告示

○建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定

平成19年5月18日

島根県告示第447号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成19年6月20日から施行する。

- 1 中間検査を行う区域 県内全域(松江市及び出雲市の区域を除く。)
- 2 中間検査を行う期間 平成19年6月20日から平成31年6月19日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模 木造の建築物のうち、新築の一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。)で、延べ面積が100平方メートルを超えるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)による融資を利用して建築されるもの
 - (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)の規定により、登録住宅性能評価機関において建設住宅性能評価を受け、その評価書の交付を受けて建築されるもの
 - (3) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第17条第1項の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人に同法第19条第1号に規定する住宅瑕疵担保責任保険契約又は同条第2号に規定する保険契約を申し込んで建築されるもの
- 4 指定する特定工程 構造耐力上主要な柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事
- 5 指定する特定工程後の工程 内装工事及び壁の外装工事
- 6 適用の除外 次のいずれかに該当するものについては、この告示の規定は、適用しない。
 - (1) 法第18条第2項の規定の適用を受ける建築物
 - (2) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
 - (3) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
 - (4) 法第97条の2第1項の規定により置かれた建築主事(浜田市、益田市、大田市及び江津市に置かれたものに限る)がつかさどる事務に係る建築物

・平成20年2月29日 島根県告示第169号 一部改正
平成20年4月1日から施行する。

・平成20年9月26日 島根県告示第787号 一部改正
平成20年10月1日から施行する。

・平成22年6月15日 島根県告示第432号 一部改正
平成22年6月15日から施行する

・平成25年3月15日 島根県告示第170号 一部改正
平成25年4月1日から施行する

・平成25年6月14日 島根県告示第453号 一部改正
平成25年6月14日から施行する

・平成28年6月14日 島根県告示第460号 一部改正
平成28年6月14日から施行する